

前回の協議を踏まえた山口市地域クラブの方向性

前回協議会における御意見や協議結果を踏まえた現時点の本市の方向性を示したものです。今後、これを基本としガイドライン（素案）に反映することとします。

（1）地域クラブの運営本部・実施主体の設置について

- ・地域クラブを統括する「運営本部」及び「地域クラブ」を市が設置する。
- ・市立中学校1校区あたり1地域クラブを設置する。
- ・運営本部及び実施主体の役割等については別紙のとおり。

☞参考資料1【本市の地域クラブ設置及び運営イメージ】

☞参考【類似運営モデルの自治体】

自治体	運営モデル
愛知県豊田市	市が運営本部・実施主体を担い、学校区毎のクラブ設置を行う
山口県長門市 愛知県春日井市	市が運営本部・実施主体を担う

（2）地域クラブ活動の競技・種目等について

- ・第一段階である移行初期においては、地域特性や学校規模、部員数、活動状況を考慮しながら、既存部の競技・種目を設置することを基本とする。
- ・自身の通う学校に希望する地域クラブの競技・種目が設置されていない場合、移動等の負担がかかることを了承の上で近隣の地域クラブに参加することができるものとする。
※現行は、学校にある部活動での活動に限定されているが、地域移行後は生徒の選択肢が拡充される。
- ・部活動としての設置ではないが、それと同等の学校区単位での活動実績があり、生徒の活動希望と指導者の確保がなされている場合においては、個別に調整を行うものとする。
- ・移行が軌道に乗った第二段階においては、生徒の希望や指導者の有無等の事情を加味しながら、新設競技・種目等の設置の検討も含めた見直しを行う。

（3）地域クラブ活動の活動場所について

- ・現在の部活動と同様に、学校施設での活動を基本とする。なお、校舎内の教室等を利用し活動するにあたり、セキュリティ対策を講じる必要があるなどの事情により、利用が難しい場合は個別に調整を行う。

（4）継続協議事項（本日の協議会の議題2で取り扱うものとする）

- ・地域クラブの活動日数・活動時間について
- ・地域クラブ活動の指導者について